

## 第8章 医療従事者（医師を除く）の確保

### 第1節 歯科医師

#### 現状及び課題

- 令和2年12月末現在、本県の歯科医師数は740人、人口10万対では64.2と、全国平均の82.5を下回っており、平成24年から大きな増減はありません。

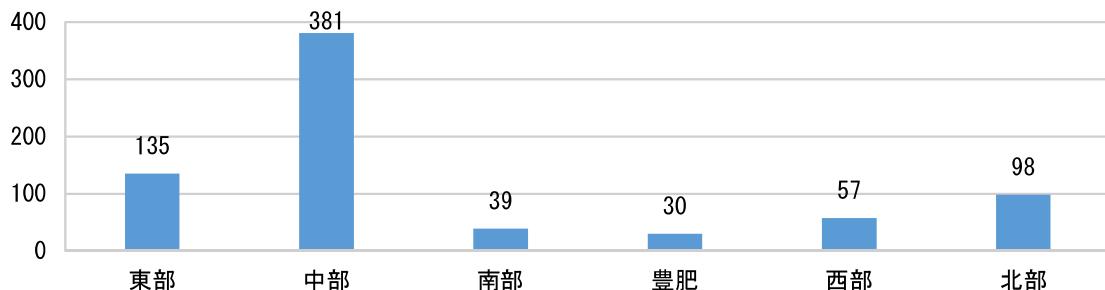
◇歯科医師数の推移 (各年12月末現在)

年区分	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年
歯科医師数	776	762	756	754	740
人口10万対	63.8	63.2	63.5	64.5	64.2
全国10万対	78.2	79.4	80.0	80.5	82.5

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

- 本県の歯科医師数を二次医療圏ごとにみると、中部医療圏に県内の歯科医師の約51%が集中しており、歯科医師の地域的な偏在が見られます。

◇二次医療圏別歯科医師数 (令和2年12月31日現在)



- 地域における歯科医師の偏在の是正に向けて、県と県歯科医師会、保健所と都市歯科医師会との連携を強化する必要があります。
- がん治療等周術期の口腔管理や摂食嚥下の改善により、平均在院日数の短縮が図られるなど、特に入院患者に対して医科歯科連携が求められています。

#### 今後の施策

- 新規開業希望者に対し、歯科診療所の開設状況を適宜情報提供することにより、歯科診療所の偏在の適正化を図っていきます。
- 歯科医師の自主的な生涯教育制度を充実するため、歯科医師会等関係団体による計画的で持続的な研修等を促進します。
- 歯科医師の周術期の口腔管理についての研修を促進するとともに、がん診療連携拠点病院等と歯科医療機関との連携を推進します。

## 第2節 薬剤師

### 現状及び課題

- 少子高齢化の更なる進行や、今後人口減少地域が増大することが予測される中で、人口構造の変化や地域の実情に応じた医薬品提供体制を確保することが求められています。一方で、令和3年6月に公表された「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ」では、薬剤師の従事先には地域偏在や業態偏在があり、特に病院薬剤師の確保が喫緊の課題であることが指摘されています。
- 全国の薬剤師総数は、概ね今後10年間は需要と供給が同程度で推移すると推計されていますが、都道府県等の偏在実態に係る調査結果から、当面は偏在が続していくと想定されており、偏在の解消に向けた薬剤師確保の取組が重要です。
- 本県の薬局・医療施設に従事する薬剤師は、令和2年12月末現在2,041人で、人口10万当たりでは181.6人となっており、全国平均の198.6人を下回っています。また、二次医療圏ごとにみると、人口10万当たりでは東部医療圏が197.5人であるのに対し、西部医療圏では155.4人と地域的な偏在がみられます。
- 薬剤師は、地域における医薬品の供給その他薬事衛生を担う存在です。平成4年の医療法改正では「医療の担い手」と明記され、また平成9年の薬剤師法改正では調剤時の情報提供の義務化、さらに平成25年の法改正で薬学的知見に基づく指導も義務化されるなど、薬剤師の中心的業務である調剤業務は、医薬品の管理に加えて、薬歴管理や服薬指導、適切な医薬品情報提供などの対人業務の強化も求められています。

年	薬剤師総数(人)	薬局・医療施設の従事者数(人)	人口10万人対(人)			
			薬剤師総数		薬局・医療施設の従事者数	
	大分県	大分県	大分県	全国	大分県	全国
平成18年	1,894	1,519	157.0	197.6	126.0	136.4
平成20年	1,998	1,640	166.5	209.7	136.7	145.7
平成22年	2,074	1,718	173.3	215.9	143.6	154.3
平成24年	2,136	1,797	180.3	219.6	151.6	161.3
平成26年	2,187	1,855	186.8	226.7	158.4	170.0
平成28年	2,221	1,912	191.5	237.4	164.8	181.3
平成30年	2,236	1,956	195.5	246.2	171.0	190.1
令和2年	2,317	2,041	206.2	255.2	181.6	198.6

令和2年各医療圏ごとの人口対10万人対薬局・医療施設の従事者数(人)					
東部医療圏	中部医療圏	南部医療圏	豊肥医療圏	西部医療圏	北部医療圏
197.5	190.7	170.5	155.5	155.4	157.2

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師数調査」

- また、社会的要請に応じた質の高い薬剤師の養成のため、平成18年から薬学教育の修業年限が4年から6年に延長され、チーム医療の一員として高度化、多様化

した薬物治療を管理する役割に深化することが求められています。

さらに、平成18年の医療法改正では、薬局が「医療提供施設」として位置付けられ、平成28年には、「かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師」及び「健康サポート薬局<sup>※1</sup>」制度が始まり、令和3年には県が認定する「地域連携薬局<sup>※2</sup>」制度が始まることで、薬局薬剤師の地域医療に果たす役割がますます大きくなっています。「少子高齢社会」の到来に対応する地域医療の担い手となるべく、「地域包括ケアシステム」の一員として在宅医療に参画できる体制の整備が求められています。

- 病院薬剤師においては、抗がん剤調整、病棟服薬指導、持参薬管理、副作用モニタリング、病棟配置薬管理等、質の高い高度な医療を提供するチームの一員であるため、医療サービスの低下につながることのないよう人材の確保に努める必要があります。
- 一方で薬局や病院の法的定数は、調剤業務や医薬品・麻薬管理における最低限の人数であることから、薬剤師の就業状況の把握、県薬剤師会等関係団体との連携の下、地域の実情に応じた薬剤師確保の取組を推進することが求められています。
- 薬剤師確保においては、病院と薬局との業態偏在が課題となっており、その観点から、病院と薬局のそれぞれの偏在状況を比較可能な形で把握し、それを踏まえた対応策を検討することが重要です。

### 今後の施策

#### (1) 薬剤師の確保対策（県出身者のU I Jターン支援等）

- 地域医療を推進するため、薬局・医療機関に従事する薬剤師の確保を推進します。
- 大分県での勤務を希望する薬学生に対する求人情報の充実を図ります。
  - 新卒薬剤師の動向を把握するため、薬学部在学者数の調査及び需給調査を行います。
  - 地域偏在を解消するため県病院薬剤師会と協力し、病院勤務薬剤師の確保に努め、就職後のキャリア形成のための研修を支援します。
  - 薬学生に病院や病院薬剤師業務の魅力を紹介し、病院見学等を支援します。

#### (2) 薬剤師の職能向上対策（薬剤師に対する支援等）

- 在宅医療に必要な抗がん剤や麻薬の調製、無菌調剤などを薬局において実施するための研修等支援を大分県薬剤師会と協働し推進します。

#### (3) 薬剤師の活動の推進(他職種との連携支援等)

- 医療の質の向上と患者本位の安心・安全な医療を確保し、薬剤師がより一層積極的に医療に参画できる体制整備のために、地域連携薬局の認定を促進します。また、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能は地域連携薬局と健康サポート薬局において共通した機能であり、地域包括ケアシステムの一翼を担う地域連携薬局が健康サポート薬局の届出を行うことについても推進します。

(※1) 健康サポート薬局・・・未病や予防の段階で健康増進を支援する薬局

(※2) 地域連携薬局・・・医療機関を退院した後も地域の中で治療を続けられるよう患者を支える薬局

### 第3節 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）

#### 現状及び課題

- 急速な少子高齢化の進行、その状況に伴って生じる慢性疾患や認知症を抱える高齢者の増加や、医療の高度化、医療提供の場の多様化等、看護をめぐる環境は大きく変化しています。このように多様化、複雑化する看護ニーズに応えられるよう、質の高い看護職員の育成、確保、定着を図っていく必要があります。
- 令和4年末現在、業務従事者届による就業看護職員数は21,650人で、人口10万人当たり1955.7人となっており全国平均を上回っていますが、令和元年に推計した令和7年の需要数22,287人に対し637人不足している状況です。
- また、年齢構成割合の推移を見ると、若年層の割合が減少し、60歳以上の構成割合が増加しています。
- 今後、在宅医療や訪問看護のニーズも増大していることから、地域・領域の課題に応じた看護職の確保対策を推進することが必要です。

◇看護職員数の推移及び推計 (各年末現在) (単位：人)

年	平成28年	平成30年	令和2年	令和4年	令和7年 需要推計
看護職員数	21,003	21,154	21,326	21,650	22,287
人口10万対(大分県)	1,811.2	1,896.3	1,850.8	1,955.7	—
人口10万対(全国)	1,228.7	1,275.6	1,315.2	1,332.1	—

資料：厚生労働省「保健師助産師看護師の業務従事者届」

令和7年需要推計は大分県医療政策課調べ

◇看護職員年齢構成割合の推移 (各年末現在) (単位：人)

	平成28年	平成30年		令和2年		令4年		
20歳代	3,093	14.7%	3,059	14.5%	3,144	14.7%	3,170	14.6%
30歳代	5,147	24.5%	4,697	22.2%	4,343	20.4%	4,143	19.1%
40歳代	5,985	28.5%	6,035	28.5%	6,017	28.2%	6,028	27.8%
50歳代	4,927	23.5%	5,053	23.9%	5,038	23.6%	5,137	23.7%
60歳代	1,743	8.3%	2,117	10.0%	2,492	11.7%	2,779	12.8%
70歳代以上	108	0.5%	193	0.9%	292	1.4%	393	1.8%
合計	21,003	100.0%	21,154	100.0%	21,326	100.0%	21,650	100.0%

資料：厚生労働省「保健師助産師看護師の業務従事者届」

- 看護職員の養成については、県内17校22課程で行われており、令和5年3月の卒業生は782人、令和5年4月現在の学生総定員数は2,780人となっています。今後も質の高い看護職員を育成するため、看護基礎教育の充実を図っていくとともに、卒業生の県内就業を推進していく必要があります。
- 県内看護系大学における教育・研修を充実させ、保健医療の高度化、専門化に対応できる質の高い看護職員の養成を進めています。

## 1 保健師

### 現状及び課題

- 令和4年末現在の就業者数は830人で増加傾向にあり、人口10万人当たりでは全国平均48.3人を上回る75.0人となっています。
- 就業場所別にみると、県・保健所216人、市町村352人、病院及び診療所111人、事業所68人、介護・社会福祉関係施設31人、その他52人となっています。
- なお、保健師の就業場所は、行政機関が最も多いものの、児童福祉や障がい福祉など福祉分野にも拡大しています。

#### ◇保健師数の推移

(各年末現在) (単位：人)

年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年	令和4年
保健師就業者数 (男性再掲)	642 (2)	672 (4)	687 (4)	671 (5)	776 (5)	830 (11)
人口10万対(大分県)	54.2	57.4	59.2	58.7	69.0	75.0
人口10万対(全国)	37.1	38.1	40.4	41.9	44.1	48.3

資料：厚生労働省「保健師助産師看護師の業務従事者届」

- 保健所保健師の業務は、管内の健康課題の明確化や円滑な保健福祉サービス提供体制の構築、感染症対策や災害対策を始めとする健康危機管理業務、管内関係職種の人材育成等の機能を担っています。
- 市町村保健師は、妊婦指導や子育て支援を含む母子保健業務、生活習慣病対策や重症化予防等の健康増進業務、介護予防業務など、少子高齢化の進行や住民ニーズの多様化に伴い業務が拡大しています。
- 保健所及び市町村保健師は、今後も健康寿命延伸に向けた取組や地域包括ケアシステムの構築への参画において、専門性を活かした地域保健活動が期待されています。
- 職場における健康管理やメンタルヘルス対策が重要視される中、産業保健分野における保健師の役割は大きくなっています。健康経営事業所の推進や、学校保健や地域保健分野との連携を密にし、発症予防、重症化予防を視野に入れて効率的・効果的な働き盛り世代の健康管理を推進していく必要があります。
- 大規模な災害や感染症等の発生時には、保健師は、被災者や罹患者等の健康状態の早期把握や心のケア等を行い、二次的な被害の発生を防ぐ役割が求められます。平常時から保健所と市町村の保健師間の連携を図り、事案発生に迅速に対応できるよう体制を整備することが必要です。
- 多様化・複雑化する県民ニーズに対応できるよう質の高い保健師の養成と確保が必要になっています。
- 県内には、保健師の養成機関として、大分大学医学部看護学科、県立看護科学大学がありますが、保健所・市町村では地域看護実習の受け入れや保健師の育成指導への積極的な協力が求められています。また、県立看護科学大学では平成23年度から大学院修士課程での保健師養成教育を開始し、保健師教育の充実を図っています。

## 今後の施策

### (1) 人材の確保と資質の向上

- 保健・医療・福祉・産業等の各分野において多様化・複雑化するニーズに対応できる質の高い保健師養成を支援します。
- 市町村や保健所等に勤務する保健師に対しては、時代のニーズに応じた保健活動ができるよう、そのキャリアに応じた体系的な研修の推進や業務別研修会の充実など専門性を高めるための卒後教育の充実を図り、保健師のスキルアップを支援します。
- 保健所保健師は健康危機管理、圏域を越えた地域包括ケアシステム構築等の要として、また、市町村保健師は地域住民の健康維持・増進、子育て支援等の要としての役割が期待されていることから、県内看護系大学と連携し、地域保健を担う行政保健師の人材の確保及び資質の向上を図ります。

### (2) 地域保健推進の体制整備

- 各地域で推進される地域包括ケアシステムにおいて、保健師がその専門性を発揮し、十分に役割が担えるよう、市町村・医師会・大学等関係機関と連携し支援していきます。
- 保健師の技術の継承や保健所保健師と市町村保健師の役割機能の強化により、効率的・効果的に地域保健を推進します。
- 大規模な災害や感染症等の発生時に、保健所保健師や市町村保健師が迅速かつ円滑に被災者や罹患者に対する支援体制を構築できるよう、平常時からの連携を強化していきます。

## 2 助産師

### 現状及び課題

- 令和4年末現在の就業者数は369人で増加傾向にあり、人口10万人当たりでは、平成24年以降、全国平均をやや上回って推移しています。

就業場所別にみると、病院153人、診療所145人、助産所41人、その他30人となっています。

#### ◇助産師数の推移

(各年末現在) (単位：人)

年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年	令和4年
助産師就業者数	313	338	355	335	344	369
人口10万対(大分県)	26.4	28.9	30.6	29.3	30.6	33.3
人口10万対(全国)	25.0	25.7	28.2	29.2	30.1	30.5

資料：厚生労働省「保健師助産師看護師の業務従事者届」

- 少子化や多様な家族形態など育児環境の変化に伴い、地域に密着した母子保健活動への需要が高まっています。妊娠期から周産期、子育て期を通して、相談・支援ができる専門職として、助産師の継続的な支援が必要とされています。
- 育児指導や母親の心理的サポートを行う産後ケア事業では、安心して育児ができるよう、助産師の専門的知識や技術によるケアが期待されています。
- 周産期だけでなく、将来の妊娠に備え若い世代から自分の健康に向き合うプレコンセプションケアを意識した思春期や青年期への教育、命の尊さや産み育てるごとの教育、更年期の指導等女性の生涯を通じた健康管理に対する助産師の支援が期待されています。
- 県内には、助産師の養成機関として、県立看護科学大学と藤華医療技術専門学校があり、卒業生の県内就業が期待されています。

### 今後の施策

#### (1) 人材の確保と資質の向上

- 大分県助産師会等と連携し、高度化する周産期医療や、地域に密着した母子保健活動に適切に対応できる質の高い助産師養成を支援し、県内の就業定着の促進を図るとともに、就業助産師のキャリアアップを推進します。
- ナースセンターの届出制度の活用を促進し、未就業助産師の就業促進を図ります。

#### (2) 地域母子保健活動の体制整備

- 子育て支援や児童虐待予防等地域で高まっている母子保健ニーズに対応するため、市町村・保健所や関係機関と連携を深め、助産師の地域母子保健活動への積極的な活用を図ります。  
また、地域で活動を推進する助産師を支援するため、関係者とのネットワークの構築を進めます。

### 3 看護師・准看護師

#### 現状及び課題

○ 令和4年末現在の就業者数は看護師15,700人、准看護師4,751人で、看護師は増加傾向、准看護師は減少傾向にあります。

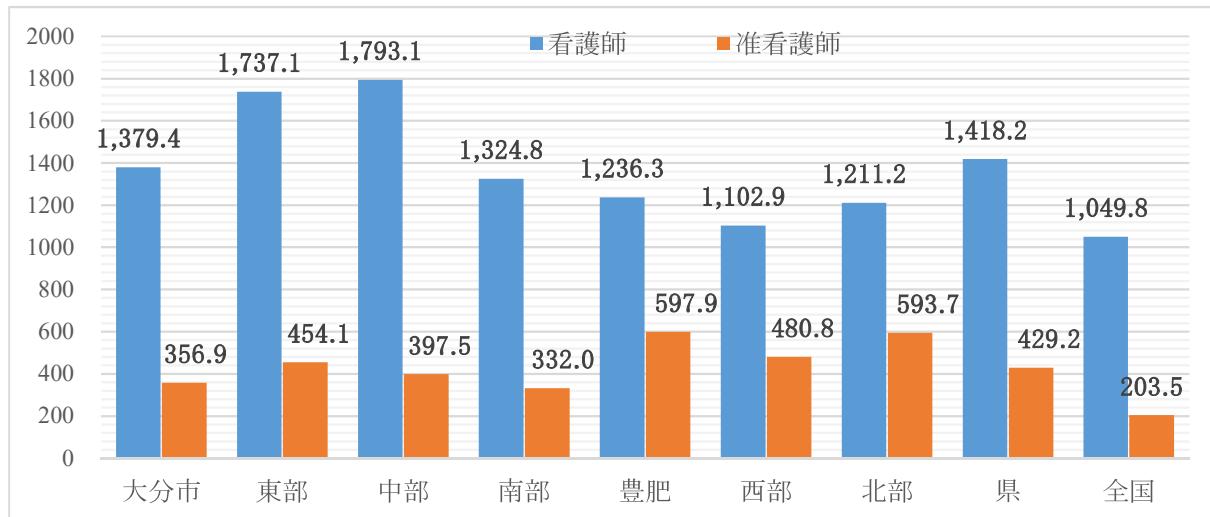
また、人口10万人当たりの看護師・准看護師の就業者数では、全国平均を上回っていますが、二次医療圏ごとにみると地域偏在がみられます。

◇看護師数・准看護師数の推移 (各年末現在) (単位:人)

年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年	令和4年
看護師就業者数 (男性再掲)	12,720 (727)	13,482 (846)	14,096 (937)	14,600 (954)	15,055 (1,074)	15,700 (1,238)
人口10万対(大分県)	1,073.4	1,151.3	1,215.2	1,276.2	1,339.6	1418.2
人口10万対(全国)	796.6	855.2	905.5	963.8	1,015.4	1049.8
准看護師就業者数 (男性再掲)	6,252 (461)	6,092 (439)	5,865 (477)	5,548 (454)	5,151 (430)	4,751 (393)
人口10万対(大分県)	527.6	520.2	505.6	485.0	458.0	429.2
人口10万対(全国)	280.6	267.7	254.6	240.8	225.6	203.5

資料: 厚生労働省「保健師助産師看護師の業務従事者届」

◇令和4年末圏域別看護師・准看護師数 (人口10万対)



資料: 厚生労働省「衛生行政報告例(看護職員等業務従事者届)」

○ 令和4年末現在の就業場所をみると、看護師・准看護師とともに病院や診療所、介護保険施設において多い状況となっています。

また、平成28年末現在の就業場所と比較すると、看護師はいずれの機関においても増加していますが、准看護師は訪問看護ステーション、保健所・市町村を除いて減少しています。

- 令和4年末現在の訪問看護ステーションへの就業者数は、看護師742人、准看護師79人となっており、訪問看護ステーションの増加に伴い、平成28年と比較し看護師・准看護師数ともに増加しています。

◇令和4年末就業場所別看護師・准看護師数 (単位：人)

就業場所	病院	診療所	訪問看護 ステーション	介護保険 施設等	社会福 祉施設	保健所 市町村	その他	計
看護師	10,961	1,998	742	1,104	358	126	411	15,700
准看護師	1,863	1,436	79	1,011	275	13	74	4,751
計	12,824	3,434	821	2,115	633	139	485	20,451

資料：厚生労働省「保健師助産師看護師の業務従事者届」

【参考】平成28年末就業場所別看護師・准看護師数 (単位：人)

就業場所	病院	診療所	訪問看護 ステーション	介護保険 施設等	社会福 祉施設	保健所 市町村	その他	計
看護師	10,236	1,799	436	947	317	85	276	14,096
准看護師	2,406	1,903	53	1,153	279	8	63	5,865
計	12,642	3,702	489	2,100	596	93	339	19,961

資料：厚生労働省「保健師助産師看護師の業務従事者届」

- 高齢化や疾病構造の変化、療養場所の多様化により、訪問看護ステーション等の在宅分野での看護師等の活躍と充足が求められています。
- 訪問看護ステーションに従事する看護師等は、在宅医療に係る知識や技術が必要ですが、その6割が看護職5人未満の小規模事業所であるため、十分に研修が受けられない状況にあります。
- 更なる在宅医療等の推進を図っていくため、手順書により一定の診療の補助を行う看護師を養成する「特定行為に係る看護師の研修制度」が創設され、平成27年10月から施行されています。

大分県においては、4病院1大学が特定行為研修を行う研修機関に指定されています。

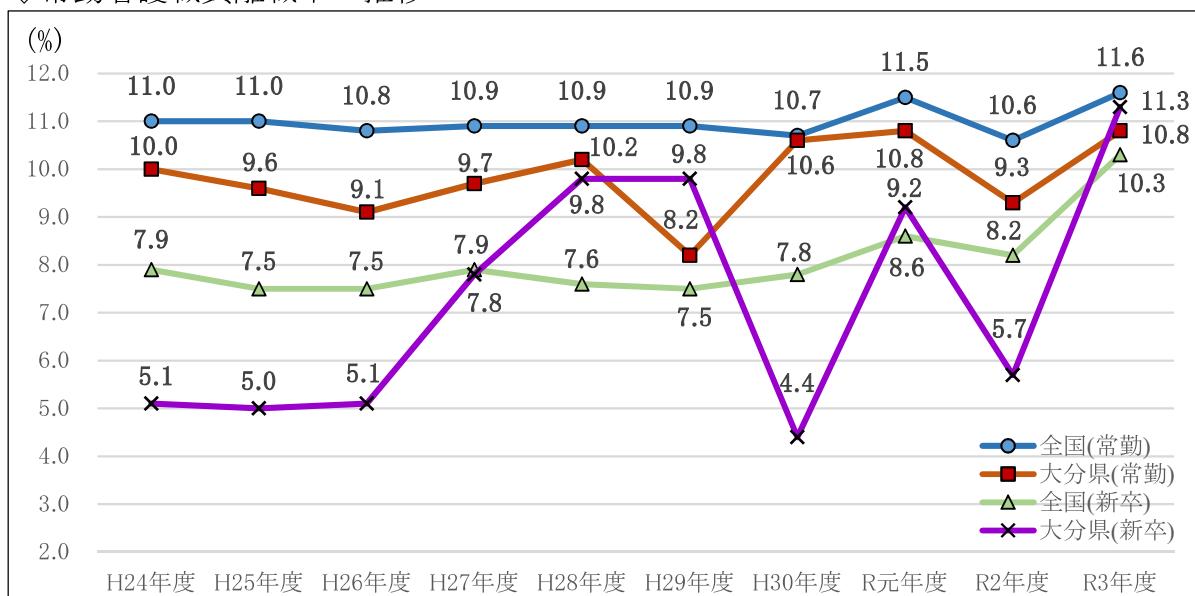
- 大分県立看護科学大学では大学院修士課程NP（診療看護師）コースにおいて、平成27年から特定行為に係る看護師を養成しており、令和5年4月現在、NPコース修了者30人が県内で就業しています。

医学的知識を持ち、看護マネジメント能力と看護実践能力を有する診療看護師は、チーム医療や医師とのタスク・シフト/シェアの推進において、医療機関や高齢者、障害児・者施設、訪問看護ステーションなど幅広い分野での活躍が期待されます。

- 令和5年12月末現在、県内には資格を有する専門性の高い看護師として、専門看護師28人、認定看護師238人、認定看護管理者55人、また令和4年12月末現在、特定行為研修修了者57人が病院や訪問看護ステーション、介護福祉施設等で活躍しています。

- 在宅医療の推進のほか、新興感染症等の拡大時の迅速な対応や医師の働き方改革に伴うタスク・シフト／シェアの推進の観点からも、特定行為研修等その他専門性の高い看護師の養成を促進する必要があります。
- 特定行為に係る看護師を増やしていくため、更なる指定研修機関及び受講者の確保が必要です
- 常勤看護職員の離職率は全国平均より低く推移していますが、新人看護師等の就職後1年以内の離職率は全国平均を上回る年もあることから、引き続き、新人看護職員の離職を防ぐ対策が必要です。
- 看護職員の離職防止のため、業務効率化を図るためにICT化、ノーリフティングケアの推進など勤務環境の改善を図るとともに、メンタルヘルス対策やハラスメント対策を実施する等、継続して離職防止対策を行う必要があります。

#### ◇常勤看護職員離職率の推移



資料：日本看護協会「病院看護実態調査」

- 県内には、看護師の養成機関として、大分大学医学部看護学科、県立看護科学大学のほか、専門学校等が5校6課程、高等学校5年一貫課程が5校あります。また、准看護師の養成所は専門学校が5校、高校衛生看護科が1校あります。令和4年3月卒業の看護師・准看護師としての県内就職率は69.9%で全国平均75.1%より低く、県内就業の推進が求められています。

#### 今後の施策

##### (1) 人材の確保と資質の向上

- 看護師等をめざす学生を確保するため、看護の魅力を伝える生命と看護の授業やふれあい看護体験の実施等を通じて、小中学生や高校生等の若年層への啓発を行います。
- 看護師等養成所や大学の卒業生の県内就職を促進するため、引き続き県内外

の学生に対し修学資金の貸付を実施するとともに、看護学生の職場体験や養成機関と就職施設との連携による学生への情報提供を推進します。

- 看護学生に充実した教育環境を提供するため、看護師等養成所に対する運営費の助成事業を推進します。
- 質の高い看護師等を養成するため、看護師等養成所の看護教員の充足と継続教育、臨地実習における実習指導者の研修を推進するなどにより看護基礎教育の充実を図ります。看護専任教員の養成については、養成講習会への受講支援を行います。

#### (2) 特定行為研修等専門性の高い看護師の養成

- 病院や訪問看護ステーションの看護師が特定行為研修を地域で受講できるよう、指定研修機関の新設や定員の拡大に取り組む医療機関等を支援し、研修体制の整備に努めます。  
また、特定行為研修については、職場の協力体制が必要なことから、制度理解を促進するための啓発に努めます。
- 複雑化、多様化する看護ニーズに応えられるよう、医療機関と連携して救急・急性期看護や慢性疾患看護など分野ごとの専門性の高い知識と技能をもつ看護師の育成に努めます。

#### (3) 圏域ごとの看護師等の確保・定着対策の推進

- 各保健所に設置している病院、診療所、訪問看護ステーション、行政機関等から組織する看護の地域ネットワーク推進会議において、地域ごとの「看護職員確保定着推進プラン」を策定し、地域の実情や課題に応じた取組を推進します。
- 看護職員確保定着推進プランでは、「看護職員確保対策の強化」、「看護職員の離職防止・定着対策」、「キャリアアップ支援による看護の質の向上」、「地域包括ケアシステムを支える看護人材の育成」の4つを柱に看護師等の確保定着を推進します。

#### (4) 在宅領域の看護師等の確保と資質向上

- 訪問看護師等の確保を図るため、大分県ナースセンターと訪問看護ステーション協議会と連携して、プラチナナース（定年退職前後の就業している看護職員）や潜在看護師を対象に、訪問看護に関心を高めてもらうよう研修等に努めます。
- 訪問看護師や看護管理者を対象に、知識・技能などスキル向上のための研修体制の充実を図ります。  
また、スムーズな退院支援や在宅療養を支える地域連携室や外来の看護師に対する研修に努めます。

#### (5) 離職防止の体制整備と魅力ある職場づくりの推進

- 早期離職防止及び看護の質の向上を図るため、各医療機関における「新人看

「護職員等研修ガイドライン」に基づく新人教育研修体制の整備を推進します。

- 大分県看護協会と連携し魅力ある職場づくりを推進する看護管理者に対する支援や研修の充実を図り、組織の活性化を支援します。
- 卒後教育の充実により職務に責任と自信を持つよう院内教育研修体制の整備を推進します。
- 看護師等の離職防止と定着促進のため、病院内保育所に対する助成や医療勤務環境改善支援センターの専門スタッフによる相談支援、大分県働きたい医療機関認証制度（大分ホスピレート）など各種支援制度の周知を図り、働きやすい勤務環境の整備促進に努めます。

#### (6) 再就業の促進

- プラチナナースについて、大分県ナースセンターによる就業相談や研修を通じて、資格・経験を活かした働き方が可能な在宅分野や介護保険施設、社会福祉施設等への再就業を促進します。また、子育て世代の再就業を促進するため復職支援の充実を図ります。
- 今後運用開始予定の「デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システム」や看護職等の離職届出を活用して、大分県ナースセンターと地域のハローワークとの連携による復職支援の充実を図り、潜在看護師の再就業の促進を図ります。
- 大分県ナースセンターを通じて再就業を促進するための啓発活動を推進します。

#### (目標)

項目	現状	目標 (令和11(2029)年度)
看護職員数	21,650人	(令和7年需要推計) 22,287人以上
訪問看護職員数	825人	(令和7年需要推計) 1,259人以上
専門性の高い看護師		
専門看護師	28人	40人
認定看護師	238人	340人
認定看護管理者	55人	65人
特定行為研修修了者	57人	260人
常勤看護職員離職率	10.8%	10.0%以下
新人看護職員離職率	11.3%	10.0%以下

(注) 「現状」欄の各数値の出典は以下のとおり

看護職員数、訪問看護職員数(業務従事者届)：令和4年12月末現在

専門看護師、認定看護師、認定看護管理者(日本看護協会調)：令和5年12月末現在

特定行為研修修了者(業務従事者届)：令和4年12月末現在

常勤看護職員・新人看護職員離職率(日本看護協会調)：令和3年度

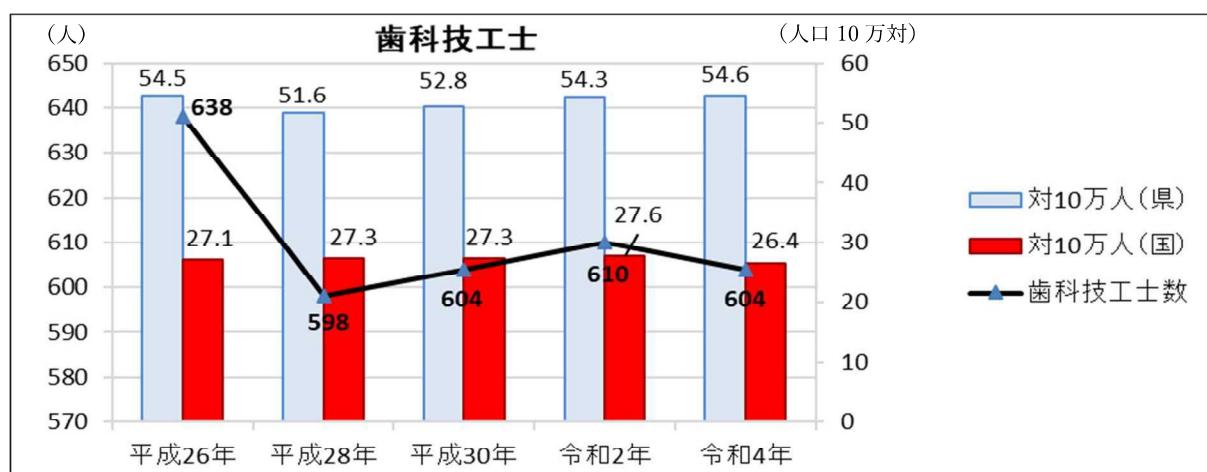
## 第4節 歯科衛生士・歯科技工士

### 現状及び課題

- 令和4年12月末現在、本県の歯科衛生士及び歯科技工士の就業者数は、1,620人及び604人で、人口10万対では146.3及び54.6となっており、いずれも全国平均を上回っています。

◇歯科衛生士・歯科技工士数の推移

(各年12月末現在)



資料：厚生労働省「衛生行政報告例」

- 県内には、令和5年4月1日現在、歯科衛生科3か所、歯科技工科2か所の養成施設があり、質の高い歯科衛生士及び歯科技工士の確保が図られています。

### 今後の施策

#### (1) 人材の確保

- 県内の需要に対応した歯科衛生士及び歯科技工士の養成、確保を促進します。

#### (2) 研修の充実

- 就業団体による研修等の充実を促進します。

## 第5節 管理栄養士・栄養士

### 現状及び課題

- 県民の健康の保持増進や生活習慣病の予防のためには、地域に密着した正しい食生活の普及啓発とその実践が不可欠です。
- 地域保健法の施行により、栄養相談及び一般的栄養指導は住民に身近な市町村が、また、広域的専門的栄養指導は保健所が行うことになっています。
- 令和4年3月31日現在の県内の特定給食施設における管理栄養士数は543人、栄養士数は450人です。

#### ◇特定給食施設における管理栄養士・栄養士の配置状況（令和3年度末現在）

(単位：人)

	総数	学校	病院	介護老人保健施設	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	その他
施設総数	445	133	85	28	30	114	8	47
配置施設数	339	93	85	28	30	80	8	27
配置率(%)	76.2%	69.9%	100.0%	100.0%	100.0%	70.2%	100.0%	57.4%
管理栄養士	534	81	315	54	42	23	8	11
栄養士	450	89	139	29	24	137	5	27

資料：厚生労働省「令和3年度衛生行政報告例」

- 本県における常勤の市町村栄養士の配置率について、平成24年は88.9%（16市町村）でしたが、平成29年からは94.4%（17市町村）と増加し、令和5年は1市町村当たりの配置数が3人となりました。

健康づくりを推進するためには、さらに配置数を増やす必要があります。

#### ◇管理栄養士・栄養士の市町村への配置状況（令和5年6月15日現在）

配置市町村数	管理栄養士・栄養士数(人)						
	うち嘱託・非常勤配置	総数	管理栄養士		栄養士		
		うち嘱託・非常勤	うち嘱託・非常勤	うち嘱託・非常勤	うち嘱託・非常勤	うち嘱託・非常勤	
18	1	80	25	74	23	6	2

資料：「大分県健康づくり支援課調べ」

- 県では、市町村栄養士等の研修を実施するとともに、各保健所においても各職域の管理栄養士等に対する研修を実施しています。
- 県内の保健所には、東部保健所、豊肥保健所、北部保健所の三か所に管理栄養士が集中配置されており、配置人数はそれぞれ6人、4人、3人となっています。

## 今後の施策

### (1) 栄養士の配置促進

- 住民の健康づくりの基本となる食生活を適正なものとするためには、乳幼児期からの取り組みが重要であることから、地域において食育や栄養改善事業がきめ細かく推進されるよう、市町村並びに配置率の低い児童福祉施設への栄養士配置を促進します。
- 地域の栄養状態を改善するためには、給食施設において、適切な栄養管理、衛生管理がなされた食事を入所者等に提供することが重要であることから、給食施設における栄養士の配置を促進します。

### (2) 研修等の促進

- 今後新たに採用される市町村栄養士が保健・医療・福祉の情報を総合的に把握し、食育や地域の栄養改善対策に関する企画立案や調整を的確に行えるよう、「大分県行政栄養士育成支援プログラム」を活用し、研修の充実を図るなど保健所の支援を行います。
- 給食施設の管理栄養士、栄養士については、生活習慣病の発症予防や重症化予防とともに、ライフステージに応じた栄養管理が求められていることから、様々な場において、管理栄養士等が高度な専門性を発揮できるよう、研修及び生涯学習の充実、情報共有の場の提供を図ります。

### (3) 医療現場における栄養管理体制

- 医療機関においては、栄養サポートチーム・褥瘡対策・緩和ケア・摂食嚥下等チーム医療が普及し、多職種連携で治療が実施されています。これらにおいては個人に対応した栄養管理が重要なことから、管理栄養士・栄養士がその専門性を発揮できる体制づくりを推進します。

## 第6節 臨床検査技師・衛生検査技師・診療放射線技師

### 現状及び課題

- 令和2年10月1日現在、県内の病院で業務に従事している臨床検査技師は642.8人、衛生検査技師は0.5人となっています。
- 県内には、令和5年4月1日現在、5か所の学校及び養成施設で臨床検査学科が設置されており、質の高い臨床検査技師の確保が図られています。

◇臨床検査技師・衛生検査技師数の推移 (各年10月1日現在) (単位:人)

区分\年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	令和2年
臨床検査技師	678.2	696.7	706.2	710.4	642.8
衛生検査技師	1.5	2.5	2.5	1.5	0.5

資料:厚生労働省「病院報告」(常勤換算)

- 令和2年10月1日現在、県内の病院で業務に従事している診療放射線技師は462.3人となっています。また、令和5年4月1日現在、県内の学校及び養成施設に診療放射線科が2か所設置されています。

◇診療放射線技師数の推移 (各年10月1日現在) (単位:人)

区分\年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	令和2年
診療放射線技師	488.5	499	519.3	526.3	462.3

資料:厚生労働省「病院報告」(常勤換算)

### 今後の施策

#### (1) 人材の確保

- 県内の需要に対応した臨床検査技師、診療放射線技師の養成、確保を促進します。

#### (2) 研修の充実

- 就業団体による研修等の充実を促進します。

## 第7節 理学療法士・作業療法士

### 現状及び課題

- 令和2年10月1日現在、県内の病院で業務に従事している理学療法士は1194.8人、作業療法士は805.5人となっています。

◇理学療法士・作業療法士数の推移 (各年10月1日現在) (単位:人)

区分	年 平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	令和2年
理学療法士	996.9	1100.1	1187.6	1306.2	1194.8
作業療法士	637.2	668.1	729.8	803.9	805.5

資料:厚生労働省「病院報告」(常勤換算)

- 県内には、令和5年4月1日現在、理学療法士の学校及び養成施設が3か所、作業療法士の養成施設が2か所設置されており、質の高い理学療法士及び作業療法士の確保が図られています。

### 今後の施策

#### (1) 人材の確保

- 県内の需要に対応した理学療法士及び作業療法士の養成、確保を促進します。

#### (2) 研修の充実

- リハビリテーションに対する多種多様な需要に対応するため、他の医療関係者、社会福祉士・介護福祉士・ホームヘルパー等の福祉関係者との連携を強化する研修会の実施を促進します。

## 第8節 その他の医療従事者

### 現状及び課題

- 保健、医療、福祉の連携が求められる中、質の高い保健医療を提供するため、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、あん摩マッサージ指圧師、精神保健福祉士、社会福祉士（医療ソーシャルワーカー）、臨床心理士、はり師・きゅう師、柔道整復師など多種多様な医療従事者の確保が求められています。
- 平成29年から令和2年の、職種別の病院への従事者数の推移をみると、言語聴覚士については増加傾向ですが、その他の職業については減少傾向です。

#### ◇病院の従事者数の推移

(各年10月1日現在) (単位:人)

職種年	視能訓練士	言語聴覚士	臨床工学技士	あん摩マッサージ指圧師	精神保健福祉士	社会福祉士
平成26年	14.7	229.4	311.3	39.4	137.8	170.7
平成27年	14.5	245.9	322.5	40.6	153.6	178
平成28年	13.9	264.5	333.4	38.1	153.8	175.8
平成29年	15.6	268.9	348.4	29.9	154	225.5
令和2年	12.6	270.1	315.7	26.7	127.9	223

資料: 厚生労働省「病院報告」(常勤換算)

- 職種別の就業者数の推移をみると、はり師、きゅう師、柔道整復師については増加しています。

#### ◇就業者数の推移

(各年12月末現在) (単位:人)

職種年	はり師	きゅう師	柔道整復師
平成26年	833	814	451
平成28年	849	826	507
平成30年	884	856	538
令和2年	895	878	565
令和4年	977	954	589

資料: 厚生労働省  
「衛生行政報告例」

- 県内にある学校及び養成施設は、令和5年4月1日現在、視能訓練士2か所、言語聴覚士1か所、臨床工学技士5か所、柔道整復師1か所、はり師・きゅう師1か所となっています。

### 今後の施策

#### (1) 人材の確保

- 県内の需要に対応した医療従事者の養成、確保を促進します。

#### (2) 研修の充実

- 医師を中心とした総合的な医療体制が求められており、各職種にまたがる課題に適切に対応するため、関係職種間の交流を促進するとともに、研修の促進を図ります。

## 第9節 介護サービス従事者

### 現状及び課題

- 質の高い介護サービスを確保するためには、それぞれの介護職員の資質向上を図るとともに、専門的な知識や優れたケア技術を有する人材の育成が必要です。
- また、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを実践できるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）養成の法定研修カリキュラムが充実・強化されたことから、研修体制の強化が求められているほか、介護福祉士等の育成や介護サービス事業所のスキルアップも求められています。
- そのため、介護職員の知識・技術の向上とともに、地域での包括的ケアマネジメントの中核的役割を担う主任介護支援専門員、認知症介護の指導的役割を担う認知症介護指導者などの、職種や職責、キャリアに対応した人材育成が重要です。  
また、事業所の介護職員を対象に、自立支援の考え方に基づいた介護予防の知識と技術の習得による専門性や対応力の向上も求められています。
- 医療的ケアを必要とする高齢者の増加が見込まれることから、たんの吸引等に対応できる介護職員等（認定特定行為業務従事者）の養成を推進する必要があります。

#### ◇介護支援専門員等の推移

(単位：人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
介護支援専門員	4,669	4,401	4,391	4,073	4,011	3,990
主任介護支援専門員	836	670	682	785	812	855
介護福祉士	18,880	19,684	20,441	21,108	21,812	22,475
社会福祉士	2,595	2,745	2,892	3,018	3,119	3,291

(注) 1. 介護支援専門員は、4月1日現在の有効期間満了前の県内登録者数

2. 介護福祉士及び社会福祉士は3月末現在の登録者数

#### ◇認定特定行為従事者の推移

(単位：人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
認定特定行為業務従事者	433	433	398	356	329
認定特定行為業務従事者(累計)	5,575	6,008	6,406	6,762	7,091

(注) 3月末現在の従事者数

### 今後の施策

- 介護サービスの質の向上を図るため、階層別の研修や職場でのOJTを通じた介護職員の資質向上を図るとともに、介護支援専門員（主任介護支援専門員）や介護福祉士、社会福祉士など、専門性の高い人材の養成を行います。
- キャリアパス制度の導入を促進し、意欲のある職員が学び、キャリアアップが図

れる環境の実現を目指します。

- 介護支援専門員養成（法定）研修の充実・強化に対応するため、県内の研修講師を育成するとともに、介護サービス事業所の介護職員の知識・技術の向上を図ります。
- 医療的ケアであるたん吸引等を安全・適切に実施できる介護職員等を養成し、要介護者が安心して介護を受けられる体制の整備を目指します。